

理事及び監事の職務権限規則の改正

現 行	改 定
<p style="text-align: center;">理事及び監事の職務権限規則</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(役員 of 定年制)</p> <p>第6条 役員は、その就任時に、会長及び副会長は満70歳未満、その他の役員は満65歳未満でなければならない。<u>ただし、FIFA Council Memberにおいてはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(改廃)</p> <p>第14条 この規則の改廃は、理事会の決議による。</p> <p>(附則)</p> <p>第15条 この規則は、2017年4月13日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">理事及び監事の職務権限規則</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(役員 of 定年制)</p> <p>第6条 役員は、その就任時に、会長及び副会長は満70歳未満、その他の役員は満65歳未満でなければならない。</p> <p><u>(理事の再任制限)</u></p> <p><u>第6条の2 会長は、原則として合計で4任期(8年)を超える期間につき在任できない。</u></p> <p><u>2 副会長、専務理事及び常務理事は、原則として合算して4任期(8年)を超える期間につき在任できない。</u></p> <p><u>3 会長、副会長、専務理事又は常務理事以外の理事は、原則として合計で4任期(8年)を超える期間につき在任できない。</u></p> <p><u>(理事の再任制限にかかるスポーツ団体ガバナンスコードの遵守)</u></p> <p><u>第6条の3</u></p> <p><u>理事がスポーツ団体ガバナンスコードに規定された理事の再任制限(10年)を超えて在任する場合、本協会は、当該コードにおける適合性審査機関に対して、その理由を説明する責任を負うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(改廃)</p> <p>第14条 この規則の改廃は、理事会の決議による。</p> <p>(附則)</p> <p>第15条 この規則は、2017年4月13日から施行する。</p> <p><u>〔改正〕</u></p> <p><u>2019年10月10日</u></p>